

-水質規制のあらまし-

工場・事業場の下水道の使用

下水道は、生活環境を改善するだけでなく、公共用水域の水質保全のためにも、欠かすことのできない施設です。

しかし、工場・事業場から基準を超える下水がそのまま排除されますと、下水管を損傷させたり、下水道終末処理場の機能を著しく低下させるなど、悪影響を及ぼすことになります。

従って、このようなことを防止するために、下水道法及び里庄町下水道条例により、次のような規則が定められています。

特定施設と特定事業場(下水道法第11条の2、12条の2)

特定施設とは、工場・事業場の製造工程等で人の健康及び生活環境に被害が生ずる恐れのある物質を含む汚水を排出する施設であって、水質汚濁防止法とダイオキシン類特別措置法で定められたものをいいます。

下水道法においても、この特定施設を有する工場・事業場を「特定事業場」とし、一般の工場・事業場とは、届出の内容や水質規制等に違いがあります。

除害施設(下水道法第12条)

下水道は、どんな下水でも処理できるほど完全なものではありません。

工場・事業場からの排水を下水道に流す場合には、下水道施設の機能を妨げないようにあらかじめ、有害物質等を取り除くことにより、一定の基準以下の水質にしなければなりません。このために必要な施設を「除害施設」といいます。

公共下水道使用開始届(下水道法第11条の2)

汚水を公共下水道に排除しようとする工場・事業場(特定事業場に限りません。)で、下記に該当する場合はあらかじめ届出が必要です。

届出を要する場合	届出の内容	様式
1. 日最大汚水量が50立方メートル以上の場合 2. 一定の水質の基準を超える場合 (特定事業場を除く) 3. 上記1,2の届出をしたのち、水質や水量に変更があった場合	汚水の量 汚水の水質 使用開始の時期	公共下水道使用開始(変更)届
4. 特定施設の設置者が公共下水道を使用しようとする場合	使用開始の時期	公共下水道使用開始届

規制を受ける項目と下水道に対する影響

公共下水道への排水については、公共用水域の水質保全と下水道施設の維持管理等の観点から水質規制が行われています。

規制を受ける項目及びそれが公共下水道に放流された場合の影響については、以下のとおりです。

規制を受ける項目	下水道に対する影響
水素イオン濃度(pH)	下水管を壊します。 他の排水と混合すると有毒ガスが発生することがあります。
生物化学的酸素要求量(BOD)	高濃度になると下水処理場の処理機能が低下します。
浮遊物質(SS)	下水管内の清掃回数を増加させます。下水管をつまらせます。
ノルマルヘキサン抽出物質	下水管をつまらせます。火災の危険もあります。
窒素、燐	高濃度になると下水処理場の処理機能が低下します。
シアン	下水管内の作業を危険にします。 下水処理場における生物処理の機能を低下させます。
アルキル水銀、有機燐、鉛、総水銀、カドミウム、砒素、六価クロム、溶解性鉄、溶解性マンガン、ポリ塩化ビフェニル、セレン、ほう素	下水処理場における生物処理の機能を低下させます。 下水処理場等で発生した汚泥の処理、処分を困難にします。
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンエチレン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、ふっ素	下水管内の作業を危険にします。 下水処理場における生物処理の機能を低下させます。
フェノール類	下水処理場における生物処理の機能を低下させます。
沃素消費量	下水道施設を腐食させます。 硫化水素ガスにより下水管内の作業を危険にします。
温度	下水管内の作業を妨げます。

(注) 下水処理場では、微生物のはたらきを利用して下水を処理しています。

下水道への排除基準(下水道法第 12 条、12 条の 2、12 条の 9、里庄町下水道条例第17条、18条、19条、)

対象者 対象物質及び項目	特定事業場		非特定事業場		
	50m3/日以上	50m3/日未満	50m3/日以上	50m3/日未満	
有害物質	カドミウム	0.03	0.03	0.03	0.03
	シアン	1	1	1	1
	有機燐	1	1	1	1
	鉛	0.1	0.1	0.1	0.1
	六価クロム	0.5	0.5	0.5	0.5
	砒素	0.1	0.1	0.1	0.1
	総水銀	0.005	0.005	0.005	0.005
	アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003	0.003

トリクロロエチレン	0.3	0.3	0.3	0.3		
テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1		
ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	0.2		
四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	0.02		
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	0.04		
1,1-ジクロロエチレン	0.2	0.2	0.2	0.2		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.4		
1,1,1-トリクロロエタン	3	3	3	3		
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.06		
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	0.02		
チウラム	0.06	0.06	0.06	0.06		
シマジン	0.03	0.03	0.03	0.03		
チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	0.2		
ベンゼン	0.1	0.1	0.1	0.1		
セレン	0.1	0.1	0.1	0.1		
ほう素及びその化合物	230	230	230	230		
ふつ素及びその化合物	15	15	15	15		
ダイオキシン類	10pg-TEQ/リットル以下	10pg-TEQ/リットル以下	10pg-TEQ/リットル以下	10pg-TEQ/リットル以下		
環境項目等	総クロム	2	2	2	2	
	銅	3	3	3	3	
	亜鉛	2	2	2	2	
	フェノール類	5	5	5	5	
	鉄(溶解性)	10	10	10	10	
	マンガン(溶解性)	10	10	10	10	
	生物化学的酸素要求量(BO D)	600	—	600	—	
	浮遊物質量(SS)	600	—	600	—	
	ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類	5	5	5	5
		動植物油脂類	30	—	30	—
	窒素含有量	240	—	240	—	
	燐含有量	32	—	32	—	
	水素イオン濃度	5以上9以下	5以上9以下	5以上9以下	5以上9以下	
	アンモニア性窒素等含有量	380	—	380	—	
	温度	45℃以下	45℃以下	45℃以下	45℃以下	
	沃素消費量	220	220	220	220	

[備考]

- 1.単位はダイオキシン類・水素イオン濃度・温度を除き、全て mg/リットル以下です
2. 赤字は直罰、青字は除害施設の設置等にかかる規制基準です。

特定施設の設置等の届出(下水道法第 12 条の3,4,7,8)

特定施設(旅館業を除く)の設置者は、公共下水道を使用する場合、次のような届出が必要です。

届出を要する場合	届出の種類	届出の内容		届出の期限
公共下水道を使用しているもので、特定施設を新しく設置しようとするとき	特定施設設置届出書	1	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	特定施設設置工事着手の予定日の60日前
		2	工場又は事業場の所在地	
		3	特定施設の種類	
		4	特定施設の構造	
公共下水道を使用しているもので、既設の施設が新たに特定施設に指定されたとき	特定施設使用届出書	5	特定施設の使用の方法	公共下水道を使用する事になった日から30日前
すでに特定施設を設置している事業場からの汚水の排除先が公共用水域から下水道になったとき		6	特定施設から排出される汚水の処理の方法	変更工事着手の予定日の60日前
上記による届出の内容のうち、届出内容の4～7号についての事項を変更しようとするとき	特定施設の構造等変更届出書	7	下水の量及び水質、用水及び排水の系統	変更工事着手の予定日の60日前
届出のうち届出内容の1,2号についての事項に変更があったとき	氏名変更等届出書	変更の内容等		変更した日から30日以内
特定施設の使用を廃止したとき	特定施設使用廃止届出書	廃止した特定施設		廃止した日から30日以内
上記の届出をした者の地位を承継した場合	承継届出書	承継の内容等		承継した日から30日以内
届出の工事等が完了した場合	工事完了届出書	完了した事項		完了した日から7日以内

除害施設の設置等の届出(里庄町下水道条例第21条)

特定事業場(「下水の排除の制限による規制」に係わるものを除く)と特定施設を設置していない工場や事業場の事業主が除害施設を設置し、公共下水道を使用する場合、次のような届出が必要です。

届出を要する場合	届出の種類	届出の内容		届出の期限
公共下水道を使用しているもので、除害施設を新しく設置しようとするとき	除害施設新設等届出書	1	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	特定施設設置工事着手の予定日の60日前
		2	工場又は事業場の所在地	
		3	除害施設の種類	
		4	除害施設の構造	
届出のうち届出内容の1,2号についての事項に変更が	氏名変更等届出書	変更の内容等		変更した日から30日以内

あったとき			
除害施設の使用を廃止したとき	除害施設使用廃止届出書	廃止した除害施設	廃止した日から 30 日以内
上記の届出をした者の地位を承継した場合	承継届出書	承継の内容等	承継した日から 30 日以内
届出の工事等が完了した場合	工事完了届出書	完了した事項	完了した日から7日以内

改善命令等

水質規制を効果的に行うため、書類審査の段階で、あるいは立入検査の結果によって、次のような命令をすることがあります。

(1)計画変更命令等(下水道法第 12 条の5)

「特定施設設置届」、「特定施設の構造等変更届」の内容を審査した結果、排除される下水の水質が、下水排除基準を守れないと認められる場合は、届出を受理した日から 60 日以内に限ってその届出にかかる計画の変更又は廃止を命ずることがあります。

(2)実施の制限(下水道法第 12 条の6)

「特定施設設置届」、「特定施設の構造等変更届」の届出をした者は、届出が受理された日から原則として 60 日を経過した後でなければ、その届出にかかる工事に着手できないことになっています。

これは、この期間に届出内容を審査するためです。

(3)改善命令等(下水道法第 37 条の2)

特定事業場から公共下水道へ排除される下水の水質が下水排除基準に適合しないおそれがあるときは、期限を定めて特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法について改善を命じたり、特定施設の使用もしくは公共下水道への排除の停止を命ずることがあります。

立入検査(下水道法第 13 条)

公共下水道の管理者は、公共下水道の機能及び構造を保全し、又は下水道処理場からの放流水の水質を適正に保つために必要な限度において、事業場に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査できることになっています。

本町では随時立入検査を行い、特定施設、除害施設等の稼動状況や下水の水質等の検査をし、必要に応じて施設の運転方法の変更や改善等を命じることがあります。

報告の徴収(下水道法第 39 条の2)

公共下水道を適正に維持管理するために、必要な限度において、事業場の状況、除害施設及び下水の水質に関して報告を求めることがあります。

水質管理責任者制度(里庄町下水道条例第 20 条)

特定施設や除害施設の設置者は、下水を適切に管理するため、水質管理責任者を選任し、届出をする必要があります。

水質管理責任者の業務は、除害施設等の維持管理や下水の水質の把握に関することになっています。

水質の測定義務(里庄町下水道条例施行規則第11条)

特定施設や除害施設の設置者は、下水の水質を測定し、その結果を5年間保存しておかなければならないことになっています。具体的な方法は次のとおりです。

水質の測定は、下水の水質の検定方法に関する省令に定める方法で行うことになっています。

水質の測定回数は、温度、PHについては排水の期間中1日1回以上、排水基準を定める環境省令(昭和46年総理府令第35号)別表第1に掲げる有害物質の含有量については14日を超えない排水の期間ごとに1回以上、排水基準を定める環境省令別表第2に掲げる項目のうち水素イオン濃度、化学的酸素要求量及び大腸菌群数の項目を除いたものと沃素消費量については1ヶ月を超えない排水の期間ごとに1回以上、ダイオキシン類については1年を超えない排水の期間ごとに1回以上を行うことになっています。

測定のための試料は、測定しようとする下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取することになっています。

水質の測定は、公共下水道への排水口ごとに公共下水道に流入する直前で公共下水道による影響の及ばない地点で行うことになっています。

上記の水質の測定については、下水の量又は水質を勘案して別の緩やかな定めをする事があります。

事故時の措置(下水道法第12条の9)

特定事業場において、有害物質又は油を含む下水が公共下水道に流入する事故が発生した場合、事業者は直ちに、応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者である町長に届け出なければなりません。

1. 「事故が発生した場合」とは

自然災害等発生原因を問わず、特定事業場内において①火災の発生、停電等による除害施設等の機能の停止、②貯蔵タンクや配管等の破損、③操作ミス等により、有害物質又は油を含む下水が公共下水道に流入するような事態のことを言います。

2. 「応急の措置」とは

○事故が発生した場合に、引き続き有害物質又は油の流出を防止するため、破損したタンク、配管等の施設への有害物質又は油の供給停止、流出を防ぐための土のうの積み上げ、吸着マットの設置による回収等の措置を言います。

○適切な応急の措置が講じられていない場合は、公共下水道管理者が応急の措置を構ずることを命じます。

○応急の措置の命令に違反した場合、罰則が適用されます。

※ 事故が発生した場合は、まず、電話で第一報を！！

事故発生時の連絡先

< 平日昼間(午前8:30～午後5:30まで) > 上下水道課0865-64-3115

< 夜間及び土日、祝祭日 > 里庄町(宿直)0865-64-3111

特定施設一覧表

1. 水質汚濁防止法特定施設

1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ○選鉱施設 ○選炭施設 ○坑水中和沈でん施設 ○掘さく用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ○豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く) ○牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く) ○馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ○原料処理施設 ○洗淨施設(洗びん施設を含む) ○湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ○水産動物原料処理施設 ○洗淨施設 ○脱水施設 ○ろ過施設 ○湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ○原料処理施設 ○洗淨施設 ○圧搾施設 ○湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ○原料処理施設 ○洗淨施設 ○湯煮施設 ○濃縮施設 ○精製施設 ○ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗淨施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ○原料処理施設 ○洗淨施設(流送施設を含む) ○ろ過施設 ○分離施設 ○精製施設
8	パンもしくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機

10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ○原料処理施設 ○洗淨施設(洗びん施設を含む) ○搾汁施設 ○ろ過施設 ○湯煮施設 ○蒸りゅう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ○原料処理施設 ○洗淨施設 ○圧搾施設 ○真空濃縮施設 ○水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ○原料処理施設 ○洗淨施設 ○圧搾施設 ○分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ○原料処理施設 ○洗淨施設 ○分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ○原料浸せき施設 ○洗淨施設(流送施設を含む) ○分離施設 ○渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ○原料処理施設 ○ろ過施設 ○精製施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ○原料処理施設 ○湯煮施設 ○洗淨施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ○水洗式脱臭装置 ○洗淨施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ○まゆ湯煮施設 ○副蚕処理施設 ○原料浸せき施設

	<ul style="list-style-type: none"> ○精練機及び精練そう ○シルケット機 ○漂白機及び漂白そう ○染色施設 ○薬液浸透施設 ○のり抜き施設
20	<p>洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○洗毛施設 ○洗化炭施設
21	<p>化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○湿式紡糸施設 ○リントー又は未精練繊維の薬液処理施設 ○原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	<p>パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○湿式パーカー ○接着機洗浄施設
22	<p>木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○湿式バーカー ○薬液浸透施設
23	<p>パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原料浸せき施設 ○湿式バーカー ○碎木機 ○蒸解施設 ○蒸解廃液濃縮施設 ○チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ○漂白施設 ○抄紙施設(抄造施設を含む) ○セロハン製膜施設 ○湿式繊維板成型施設 ○廃ガス洗浄施設
23の2	<p>新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自動式フィルム現像洗浄施設 ○自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	<p>化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ろ過施設 ○分離施設 ○水洗式破碎施設 ○廃ガス洗浄施設 ○湿式集じん施設
25	<p>水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○塩水精製施設

	○電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ○洗浄施設 ○ろ過施設 ○カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ○群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ○廃ガス洗浄施設
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ○ろ過施設 ○遠心分離機 ○硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ○活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ○無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ○青酸製造施設のうち、反応施設 ○よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 ○海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 ○バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ○廃ガス洗浄施設 ○湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ○湿式アセチレンガス発生施設 ○さく酸エステル製造施設のうち、浄施設及び蒸りゅう施設 ○ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 ○アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設 ○塩化ビニルモノマー洗浄施設 ○クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ○ベンゼン類硫酸洗浄施設 ○静置分離器 ○タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く)の用に供する施設であって、次に掲げるもの ○原料処理施設 ○蒸りゅう施設 ○遠心分離機 ○ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ○メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち蒸りゅう施設 ○ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ○フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ○ろ過施設 ○顔料又は染色レーキ製造施設のうち、水洗施設 ○遠心分離機 ○廃ガス洗浄施設

33	<p>合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○縮合反応施設 ○水洗施設 ○遠心分離機 ○静置分離器 ○弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設 ○ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設 ○中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 ○ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 ○廃ガス洗浄施設 ○湿式集じん施設
34	<p>合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ろ過施設 ○脱水施設 ○水洗施設 ○ラテックス濃縮施設 ○スチレン・ブクジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	<p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○蒸りゅう施設 ○分離施設 ○廃ガス洗浄施設
36	<p>合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃酸分離施設 ○廃ガス洗浄施設 ○湿式集じん施設
37	<p>前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○洗浄施設 ○分離施設 ○ろ過施設 ○アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設 ○アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミン製造施設のうち、蒸りゅう施設 ○アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ○イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設 ○エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設 ○2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設 ○シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ○トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ○ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設 ○プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 ○メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設

	<ul style="list-style-type: none"> ○メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 ○廃ガス洗浄施設
38	<p>石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原料精製施設 ○塩析施設
39	<p>硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○脱酸施設 ○脱臭施設
40	<p>脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設</p>
41	<p>香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○洗浄施設 ○抽出施設
42	<p>ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原料処理施設 ○石灰づけ施設 ○洗浄施設
43	<p>写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設</p>
44	<p>天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原料処理施設 ○脱水施設
45	<p>木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設</p>
46	<p>第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水洗施設 ○ろ過施設 ○ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ○廃ガス洗浄施設
47	<p>医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○動物原料処理施設 ○ろ過施設 ○分離施設 ○混合施設(第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ) ○廃ガス洗浄施設
48	<p>火薬製造業の用に供する洗浄施設</p>
49	<p>農薬製造業の用に供する混合施設</p>
50	<p>第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設</p>
51	<p>石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○脱塩施設 ○原油常圧蒸りゆう施設 ○脱硫施設 ○揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ○潤滑油洗浄施設
51の2	<p>自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業</p>

	(防振ゴム製造業を除く)、更正タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> 洗浄施設 <input type="checkbox"/> 石灰づけ施設 <input type="checkbox"/> タンニンづけ施設 <input type="checkbox"/> クロム浴施設 <input type="checkbox"/> 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> 研磨洗浄施設 <input type="checkbox"/> 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> 抄造施設 <input type="checkbox"/> 成型機 <input type="checkbox"/> 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料も含む。)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> 水洗式破碎施設 <input type="checkbox"/> 水洗式分別施設 <input type="checkbox"/> 酸処理施設 <input type="checkbox"/> 脱水施設
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> 水洗式破碎施設 <input type="checkbox"/> 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> タール及びガス液分離施設 <input type="checkbox"/> ガス冷却洗浄施設 <input type="checkbox"/> 圧延施設 <input type="checkbox"/> 焼入れ施設 <input type="checkbox"/> 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> 還元そう <input type="checkbox"/> 電解施設(熔融塩電解施設を除く。) <input type="checkbox"/> 焼入れ施設 <input type="checkbox"/> 水銀精製施設 <input type="checkbox"/> 廃ガス洗浄施設 <input type="checkbox"/> 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> 焼き入れ施設

	<ul style="list-style-type: none"> ○電解式洗浄施設 ○カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ○水銀精製施設 ○廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	<p>ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○タール及びガス液分離施設 ○ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64の2	<p>水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1目当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○沈でん施設 ○ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	<p>旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(下宿営業を除く。))の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ちゅう房施設 ○洗たく施設 ○入浴施設
66の3	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という)が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の5	飲食店(次号及び第66号の7に掲げるものを除く)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	<p>病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ)で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ちゅう房施設 ○洗浄施設 ○入浴施設

69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	中央卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項に規定するものをいう。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。) ○卸売場 ○仲卸売場
69の3	地方卸売市場(卸売市場法第2条第4項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和46年政令第221号)第2条第2号に規定するものを除く。)をいう。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ○卸売場 ○仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)
70の2	自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗淨施設
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの ○洗淨施設 ○焼入れ施設 ※環境省令で定める事業場は、次に掲げる事業場とする。 1. 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 2. 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 3. 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを除く。) 4. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5. 保健所 6. 検疫所 7. 動物検疫所 8. 植物検疫所 9. 家畜保険衛生所 10. 検査業に属する事業場 11. 商品検査業に属する事業場 12. 臨床検査業に属する事業場 13. 犯罪鑑識施設
71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃

	<p>棄物の処分を業として行うもの(同法第 14 条第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の4第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの。</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設</p>
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 32 条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人数が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)

2. ダイオキシン類対策特別措置法特定施設

1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
6	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設の うち、次に掲げるもの ○ 硫酸濃縮施設 ○ シクロヘキサン分離施設 ○ 廃ガス洗浄施設
7	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ○ 水洗施設 ○ 廃ガス洗浄施設
8	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ○ ろ過施設 ○ 乾燥施設 ○ 廃ガス洗浄施設
9	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ○ ろ過施設 ○ 廃ガス洗浄施設
10	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ [3・2-b : 3'・2'-m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、
11	次に掲げるもの ○ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ○ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ○ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ○ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの ○ 廃ガス洗浄施設 ○ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ○ 精製施設 ○ 廃ガス洗浄施設 ○ 湿式集じん施設
14	廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上のものから発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃ガス洗浄施設 ○ 湿式集じん施設
15	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設</p>
16	<p>下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）</p>
17	<p>第1号から第14号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第14号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）</p>